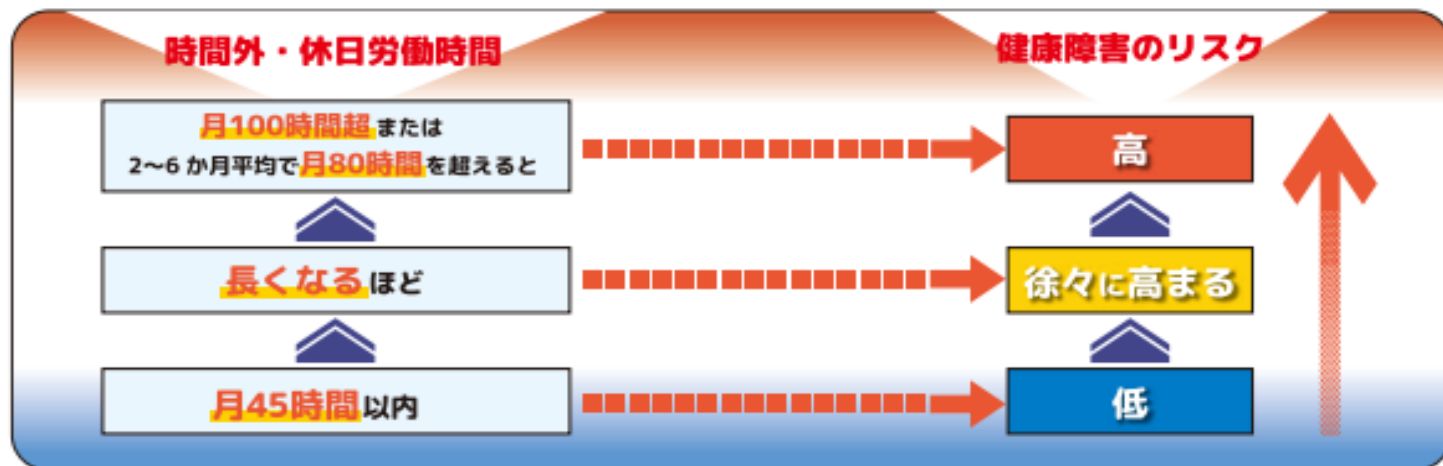


テーマ： 労働時間の適正な把握について

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



（上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。）

厚生労働省「過重労働解消キャンペーン」リーフレットより

◎ 職員の健康を守るためにも使用者は労働時間を適正に把握する必要があります。

- ・ 労働者の労働日毎の始業・終業時刻を使用者が自ら直接確認し、記録していますか？
- ・ タイムカード、ICカード等を活用している際にも客観的な記録を基礎として、確認し、記録していますか？
- ・ 自己申告制により運用する場合には、以下のことを実施していますか？
 - ① 労働時間の実態を、適正に自己申告することについて十分な説明を行うこと。
 - ② 自己申告により把握した労働時間が実態に即したものであるか確認し、所要の労働時間の修正を行うこと。
 - ③ 時間外労働削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払いの措置が労働者からの申告を阻害する要因となっていないか確認し、阻害要因となっている場合には改善すること。
 - ④ 労働時間の記録に関する書類を3年間保存すること。

■ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」より

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

残業・休日出勤の上限規制について

今後、時間外・休日労働の上限を法律で次のように定める方向となっています。

- ◆ 年間の上限時間は、原則として **360時間**以下、最長でも **720時間**以下
- ◆ 各月の上限時間は、原則として **45時間**以下。最長でも **100時間**未満、かつ、2ヶ月～6ヶ月のどの平均においても **80時間**未満

※医師については、これらの規制の施行日の5年後を目途に適用される方向性が示されていますが、具体的な適用方法については別途、検討が進められています。



無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします（秘密厳守）。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

勤務環境かいぜんサポートナビ

